

地方自治法の一部を改正する法律案新旧対照表
。 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
地方自治法 目次 第一編・第二編（略） 第三編 特別地方公共団体 第一章・第二章（略） 第三章 地方公共団体の組合 第一節第三節（略） 第四節 雑則 第四章 財産区 第四編（略） 第一条の三（略）	地方自治法 目次 第一編・第二編（略） 第三編 特別地方公共団体 第一章・第二章（略） 第三章 地方公共団体の組合 第一節第三節（略） 第四節 全部事務組合 第五節 役場事務組合 第六節 雑則 第四章 財産区 第五章 地方開発事業団 第一節 総則 第二節 組織等 第三節 財務 第四節 雑則 第四編（略） 第一条の三（略）

(略)

特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

第二条 (略)

(略)

市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。

市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

(略)

第七十四条 (略)

(略)

選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、第一項の代表者(以下この項において「代表者」という。)となり、又は代表者であることができない。

一 公職選挙法第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者(都道府県に係る請求にあつては、当該市町村の区域

(略)

特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団とする。

第二条 (略)

(略)

市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第五項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

(略)

第七十四条 (略)

(略)

内に住所を有しなくなつた旨の表示をされている者のうち当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを除く。）

二 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消された者

三 第一項の請求に係る普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む。）の選挙管理委員会の委員又は職員である者

）（略）

第七十四条の四 （略）

）（略）

条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、次に掲げる者が、その地位を利用して署名運動をしたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員若しくは職員

二 沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員

）（略）

）（略）

第七十四条の四 （略）

）（略）

）（略）

第七十五条（略）

）
（略）

第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の五十分の一の数について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から前条までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「区域内」とあるのは、「区域内（道の方
面公安委員会に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方
面本部の管轄区域内）」と読み替えるものとする。

第七十六条（略）

・
（略）

第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四ま
での規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。

第八十条（略）

・
（略）

第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合

第七十五条（略）

）
（略）

第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の五十分の一の数について、同条第六項から第八項まで及び第七十四条の二から前条までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用
する。

第七十六条（略）

・
（略）

第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項から第八項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四ま
での規定は第一項の規定による請求者の署名に
ついて準用する。

第八十条（略）

・
（略）

第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合

算して得た数)について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「都道府県の区域内の」とあり、及び「市の」とあるのは、「選挙区の区域の全部又は一部が含まれる」と読み替えるものとする。

第八十一条 (略)

第七十四条第五項の規定は前項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第六項の規定は前項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は前項の規定による請求者の署名について、第七十六条第二項及び第三項の規定は前項の請求について準用する。

第八十六条 (略)

・ (略)

第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「区域内」とあるのは、「区域

算して得た数)について、同条第六項から第八項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。

第八十一条 (略)

第七十四条第五項の規定は前項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第六項から第八項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は前項の規定による請求者の署名について、第七十六条第二項及び第三項の規定は前項の請求について準用する。

第八十六条 (略)

・ (略)

第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第六項から第八項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。

内（道の方面公安委員会の委員に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内）」と読み替えるものとする。

第九十条（略）

前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

第六条の二第一項の規定による処分により、著しく人口の増加があつた都道府県においては、前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増加することができる。

第九十条（略）

都道府県の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める数（都にあつては、特別区の存する区域の人口を百万人で除して得た数を当該各号に定める数に加えた数（その数が百三十人を超える場合にあつては、百三十人））を超えない範囲内で定めなければならない。

- 一 人口七十五万未満の都道府県 四十人
- 二 人口七十五万以上百万未満の都道府県 人口七十万を超える数が五万を増すごとに一人を四十人に加えた数
- 三 人口百万以上の都道府県 人口九十三万を超える数が七万を増すごとに一人を四十五人に加えた数（その数が百二十人を超える場合にあつては、百二十人）

第一項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなつた都道府県においては、その超えることとなつた日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもつて定数とする。

第一項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

第六条の二第一項の規定による処分により、著しく人口の増加があつた都道府県においては、前二項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増加することができる。

（略）

第四項の協議については、設置関係都道府県の議会の議決を経なければならない。

第九十一条（略）

（略）

第六項の協議については、設置関係都道府県の議会の議決を経なければならない。

第九十一条（略）

市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- 一 人口二千未満の町村 十二人
- 二 人口二千以上五千未満の町村 十四人
- 三 人口五千以上一万未満の町村 十八人
- 四 人口一万以上二万未満の町村 二十二人
- 五 人口二万以上五万未満の市及び人口二万以上の町村 二十六人
- 六 人口五万以上十万未満の市 三十人
- 七 人口十万以上二十万未満の市 三十四人
- 八 人口二十万以上三十万未満の市 三十八人
- 九 人口三十万以上五十万未満の市 四十六人
- 十 人口五十万以上九十万未満の市 五十六人
- 十一 人口九十万以上の市 人口五十万を超える数が四十万を増すごとに八人を五十六人に加えた数（その数が九十六人を超える場合にあつては、九十六人）

第一項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなつた市町村においては、その超えることとなつた日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもつて定数とする。

前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

第七条第一項又は第三項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。

（略）

第五項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならぬ。

第九十六条（略）

前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとする）が適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第一百五十八条（略）

（略）

（予算の送付及び公表）

第二百十九条（略）

第一項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

第七条第一項又は第三項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前二項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。

（略）

第七項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならぬ。

第九十六条（略）

前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第一百五十八条（略）

（略）

普通地方公共団体の長は、第一項の条例を制定し又は改廃したときは、遅滞なく、その要旨その他の総務省令で定める事項について、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

（予算の送付、報告及び公表）

第二百十九条（略）

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により予算の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、直ちに、その要領を住民に公表しなければならない。

(決算)

第二百三十三条 (略)

25 (略)

6 普通地方公共団体の長は、第三項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

(機関等の共同設置)

第二百五十二条の七 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第三百三十八条第一項若しくは第二項に規定する事務局若しくはその内部組織(次項及び第二百五十二条の十三において「議会事務局」という。)、第三百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員、同条第三項に規定する附属機関、第五百五十六条第一項に規定する行政機関、第五百五十八条第一項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織(次項及び第二百五十二条の十三において「委員会事務局」という。)、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は第七十四条第一項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により予算の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、直ちにこれを都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に報告し、かつ、その要領を住民に公表しなければならない。

(決算)

第二百三十三条 (略)

25 (略)

6 普通地方公共団体の長は、決算をその認定に関する議会の議決及び第三項の規定による監査委員の意見と併せて、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に報告し、かつ、その要領を住民に公表しなければならない。

(機関等の共同設置)

第二百五十二条の七 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第三百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員、同条第三項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は第七十四条第一項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

2 前項の規定による議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 (略)

(議会事務局等の共同設置に関する準用規定)

第二百五十二条の十三 第二百五十二条の八から前条までの規定は、政令の定めるところにより、第二百五十二条の七の規定による議会事務局、行政機関、内部組織、委員会事務局、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は専門委員の共同設置について準用する。

(特別区)

第二百八十一条 (略)

2 前項の規定による執行機関、附属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 (略)

(職員等の共同設置に関する準用規定)

第二百五十二条の十三 前五条の規定は、政令の定めるところにより、第二百五十二条の七の規定による普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は専門委員の共同設置にこれを準用する。

(条例の制定改廃の報告)

第二百五十二条の十七の十一 第三条第三項の条例を除くほか、普通地方公共団体は、条例を制定し又は改廃したときは、政令の定めるところにより、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事にこれを報告しなければならない。

(特別区)

第二百八十一条 (略)

2
(略)

(都と特別区との役割分担の原則)

第二百八十一条の二 都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、第二条第五項において都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、同条第三項において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。

2・3 (略)

第二百八十一条の五 第二百八十三条第一項の規定による特別区についての第九条第七項、第九条の三第一項、第二項及び第六項並びに第九十一条第三項及び第五項の規定の適用については、第九条第七項中「第七条第一項又は第三項及び第七項」とあるのは「第二百八十一条の四第一項若しくは第三項及び第六項又は同条第十項及び同条第十一項において準用する同条第六項」と、第九条の三第一項中「第七条第一項」とあるのは「第二百八十一条の四第一項及び第十項」と、同条第二項中「第七条第三項」とあるのは「第二百八十一条の四第三項」と、同条第六項中「第七条第七項及び第八項」とあるのは「第二百八十一条の四第六項及び第七項」と、第九十一条第三項中「第七条第一項又は第三項」とあるのは「第二百八十一条の四第一項、第三項、第八項又は第十項」と、同条第五項中「第七条第一項又は第三項」とあるのは「第二百八十一条の四

2
(略)

3 | 第二条第四項の規定は、特別区について準用する。

(都と特別区との役割分担の原則)

第二百八十一条の二 都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、第二条第五項において都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、同条第三項本文において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。

2・3 (略)

第二百八十一条の五 第二百八十三条第一項の規定による特別区についての第九条第七項、第九条の三第一項、第二項及び第六項並びに第九十一条第五項及び第七項の規定の適用については、第九条第七項中「第七条第一項又は第三項及び第七項」とあるのは「第二百八十一条の四第一項若しくは第三項及び第六項又は同条第十項及び同条第十一項において準用する同条第六項」と、第九条の三第一項中「第七条第一項」とあるのは「第二百八十一条の四第一項及び第十項」と、同条第二項中「第七条第三項」とあるのは「第二百八十一条の四第三項」と、同条第六項中「第七条第七項及び第八項」とあるのは「第二百八十一条の四第六項及び第七項」と、第九十一条第五項中「第七条第一項又は第三項」とあるのは「第二百八十一条の四第一項、第三項、第八項又は第十項」と、同条第七項中「第七条第一項」とあるのは「第二百八十一条の四第一項又は

第一項又は第八項」とする。

(都と特別区及び特別区相互の間の調整)

第二百八十一条の六 (略)

第三章 地方公共団体の組合

第一節 総則

(組合の種類及び設置)

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3・4 (略)

第八項」とする。

(特別区の議会の議員の定数)

第二百八十一条の六 特別区の議会の議員の定数は、五十六人を超えてはならない。

(都と特別区及び特別区相互の間の調整)

第二百八十一条の七 (略)

第三章 地方公共団体の組合

第一節 総則

(組合の種類及び設置)

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第六項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3・4 (略)

5 町村は、特別の必要がある場合においては、その事務の全部を共同処

(議会の議員及び長の選挙)

第二百九十一条の五 広域連合の議会の議員は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人(広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するものをいう。次項及び次条第八項において同じ。)が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 (略)

(直接請求)

第二百九十一条の六 前編第五章(第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)及び第二百五十二条の三十九(第十四項を除く。)の規定は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定若しくは改廃、

理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、全部事務組合を設けることができる。この場合においては、全部事務組合内の各町村の議会及び執行機関は、全部事務組合の成立と同時に消滅する。

6 町村は、特別の必要がある場合においては、役場事務を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、役場事務組合を設けることができる。この場合において、役場事務組合内各町村の執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、役場事務組合の成立と同時に消滅する。

(議会の議員及び長の選挙)

第二百九十一条の五 広域連合の議会の議員は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人(広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するものをいう。次項及び次条第七項において同じ。)が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 (略)

(直接請求)

第二百九十一条の六 第二編第五章(第八十五条を除く。)及び第二百五十二条の三十九(第十四項を除く。)の規定は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定若しくは改廃、広域連合の事務の執行に関する監査、広域連合の議会の解散又は広域連

広域連合の事務の執行に関する監査、広域連合の議会の解散又は広域連合の議会の議員若しくは長その他広域連合の職員で政令で定めるものの解職の請求について準用する。この場合において、同章（第七十四条第一項を除く。）の規定中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、第七十四条第一項中「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）」とあるのは「広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）」と、同条第六項第一号（第七十五条第五項前段、第七十六条第四項、第八十条第四項前段、第八十一条第二項及び第八十六条第四項前段において準用する場合を含む。）中「に係る」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「他の市町村の区域内」とあるのは「他の市町村の区域内（当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。）」と、第七十四条第六項第三号（第七十五条第五項前段、第七十六条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項前段において準用する場合を含む。）中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「広域連合（当該広域連合」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む」とあるのは「の区を含む」と、第八十条第四項前段において準用する第七十四条第六項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区」とあるのは「広域連合（当該広域連合が、広域連合の

合の議会の議員若しくは長その他広域連合の職員で政令で定めるものの解職の請求について準用する。この場合において、同章（第七十四条第一項を除く。）の規定中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、第七十四条第一項中「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）」とあるのは「広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）」と、第二百五十二条の三十九第一項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

選挙人の投票により当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合である場合には当該選挙区の区域の全部又は一部が含まれる市町村及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区（選挙区がないときは当該広域連合の区域内の市町村及び指定都市の区）を含み、広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合である場合には当該議員を選挙した議会が置かれている地方公共団体の区域内の市町村及び指定都市の区（当該広域連合の区域内にあるものに限る。）と、第二百五十二条の三十九第一項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 4 （略）

5 第七十四条第五項の規定は請求権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第二項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第二項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第五項中「第一項の選挙権を有する者」とあるのは「第二百九十一条の六第二項に規定する広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）と、同条第六項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、同項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「の他の市町村の区域内」とあるのは「の他の市町村の区域内（当

2 4 （略）

5 第七十四条第五項の規定は請求権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項から第八項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第二項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第五項中「第一項の選挙権を有する者」とあるのは「第二百九十一条の六第二項に規定する広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）と、同条第七項並びに第七十四条の四第三項及び第四項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。）」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「広域連合（当該広域連合」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む」とあるのは「の区を含む」と、同条第八項並びに第七十四条の第三項及び第四項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6～8 （略）

（広域計画）

第二百九十一条の七 （略）

2| （略）
3| 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。

6～8 （略）

（広域計画）

第二百九十一条の七 （略）

2| 広域連合は、広域計画を作成するに当たっては、第二条第四項（第二百八十一条第三項において準用する場合を含む。）の基本構想及び他の法律の規定による計画であつて当該広域計画の項目に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにしなければならない。

3| 広域連合は、広域計画を作成したときは、直ちに、これを当該広域連合を組織する地方公共団体の長に送付し、かつ、公表するとともに、第二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

4| 総務大臣は、前項の規定による提出があつた場合においては、直ちにその内容を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

5| （略）
6| 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。この場合においては、第二項から第四項までの規

定を準用する。

第四節 全部事務組合

(全部事務組合)

第二百九十一条の十四 全部事務組合は、当該全部事務組合を組織する町村の数を減少し又は全部事務組合の規約を変更しようとするときはその議会の議決を経てこれを定め、当該全部事務組合を組織する町村の数を増加しようとするときは当該全部事務組合と新たに加入しようとする町村との協議によりこれを定め、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 全部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 全部事務組合の名称
- 二 全部事務組合を組織する地方公共団体
- 三 全部事務組合の共同処理する事務
- 四 全部事務組合の事務所の位置

3 全部事務組合を解散しようとするときは、その議会の議決により、都道府県知事の許可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体と全部事務組合との協議により又は全部事務組合の議会の議決によりこれを定める。

5 第二百八十四条第五項並びに第一項及び前項の協議については、関係地方公共団体にあつてはその議会、全部事務組合にあつては当該全部事

務組合の議会の議決を経なければならない。

第五節 役場事務組合

(役場事務組合)

第二百九十一条の十五 役場事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 役場事務組合の名称
- 二 役場事務組合を組織する地方公共団体
- 三 役場事務組合の共同処理する事務
- 四 役場事務組合の事務所の位置
- 五 役場事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- 六 役場事務組合の経費の支弁の方法

2 役場事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、都道府県知事に届出をしなければならない。

3 第二百八十四条第六項、前項並びに次項において準用する第二百八十六条及び第二百八十九条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 第二百八十六条、第二百八十七条第二項、第二百八十九条及び第二百九十一条の規定は、役場事務組合について準用する。この場合において、第二百八十六条中「次条第一項第一号、第四号又は第七号」とあるのは、「第二百九十一条の十五第一項第一号、第四号又は第六号」と、第二百八十九条中「第二百八十六条又は前条」とあるのは、「第二百九十一条の十五第四項において準用する第二百八十六条又は第二百九十一条の十五第二項」と読み替えるものとする。

第四節 雑則

(数都道府県にわたる組合に関する特例)

第二百九十三条 市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十四条第二項及び第三項、第二百八十六条第一項本文、第二百九十一条の三第一項本文並びに第二百九十一条の十第一項の許可並びに第二百八十五条の二第一項の規定による勧告は、これらの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣が関係都道府県知事の意見を聴いてこれを行い、市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十六条第二項、第二百八十八条並びに第二百九十一条の三第三項及び第四項の届出は、これらの規定にかかわらず、関係都道府県知事を経て総務大臣にこれをしなければならぬ。

第二百九十六条の五 (略)

第六節 雑則

(数都道府県にわたる組合に関する特例)

第二百九十三条 市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十四条第二項、第三項、第五項及び第六項、第二百八十六条第一項本文(第二百九十一条の十五第四項において準用する場合を含む。)、第二百九十一条の三第一項本文、第二百九十一条の十第一項並びに第二百九十一条の十四第一項及び第三項の許可並びに第二百八十五条の二第一項の規定による勧告は、これらの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣が関係都道府県知事の意見を聴いてこれを行い、市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十六条第二項(第二百九十一条の十五第四項において準用する場合を含む。)、第二百八十八条、第二百九十一条の三第三項及び第四項並びに第二百九十一条の十五第二項の届出は、これらの規定にかかわらず、関係都道府県知事を経て総務大臣にこれをしなければならぬ。

2 市町村及び特別区の広域連合で数都道府県にわたるものに係る第二百九十一条の七第三項の規定による提出は、同項の規定にかかわらず、関係都道府県知事を経て総務大臣にこれをしなければならぬ。

第二百九十六条の五 (略)

財産区は、その財産又は公の施設の全部又は一部を財産区のある市町村又は特別区の財産又は公の施設とするために処分又は廃止する場合を除くほか、その財産又は公の施設の全部又は一部の処分又は廃止であつて、当該財産区の設置の趣旨を逸脱するおそれのあるものとして政令で

・
（略）

定める基準に反するものについては、あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得なければ、これを行うことができない。

・
（略）

第三項後段の規定による不均一の課税又は徴収については、当該市町村又は特別区は、あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得なければならぬ。

第五章 地方開発事業団

第一節 総則

（設置）

第二百九十八条 普通地方公共団体は、一定の地域の総合的な開発計画に基づく次の各号に掲げる事業で当該普通地方公共団体の事務に属するものを総合的に実施するため、他の普通地方公共団体と共同して、これらの事業の実施を委託すべき地方開発事業団（以下「事業団」という。）を設けることができる。

一 住宅、工業用水道、道路、港湾、水道、下水道、公園緑地その他政令で定める施設の建設（災害復旧を含む。）

二 前号に掲げる施設の用に供する土地、工場用地その他の用地の取得又は造成

三 土地区画整理事業に係る工事

2 普通地方公共団体は、事業団を設けようとするときは、その議会の議決を経てその協議により規約を定め、都道府県又は都道府県及び市町村が設けようとする場合にあっては総務大臣、その他の場合にあっては都

道府県知事の認可を受けなければならない。設置団体（事業団の設置者たる普通地方公共団体をいう。以下同じ。）の数の増減又は事業団の規約の変更（次条第一号、第三号又は第七号に掲げる事項のみに係る規約の変更を除く。）についても、また同様とする。

3 設置団体は、次条第一号、第三号又は第七号に掲げる事項のみに係る事業団の規約を変更しようとするときは、その議会の議決を経てする協議によりこれを定め、前項の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（規約）

第二百九十九条 事業団の規約には、次の各号に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 名称
- 二 設置団体たる普通地方公共団体
- 三 事務所の位置
- 四 理事及び監事の定数
- 五 理事長、理事及び監事の選任及び解任の方法並びに任期
- 六 事業団の職員の身分取扱いに関する事項
- 七 事業団の経費の支弁の方法
- 八 設置団体の出資に関する事項
- 九 公告の方法
- 十 解散に伴う事業団の権利義務の承継に関する事項

（事業計画）

第三百条 設置団体は、その議会の議決を経てする協議により、事業団に

委託すべき事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を決定しなければならぬ。

2 設置団体は、前項の規定により事業計画を決定したときは、これを事業団に通知しなければならない。

3 前項の規定により設置団体が事業計画を通知したときは、設置団体は、当該事業計画に係る事業の実施を当該事業計画の定めるところにより事業団に委託したものとする。

4 設置団体は、第一項の規定により事業計画を決定しようとするときは、あらかじめ事業団の意見をきかなければならない。

5 設置団体が事業計画を変更しようとするときは、前四項の規定の例による。

（事業計画の内容）

第三百一条 事業計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 委託すべき事業の種類及びその内容並びに関係設置団体

二 財政計画

三 設置団体が負担すべき経費の負担区分

四 事業団が起こすことができる地方債の総額

五 事業団が起こす地方債の償還に関する事項

六 受託事業（前条第三項の規定により事業団に委託された事業をいう。以下同じ。）に係る施設又は土地の移管（当該移管に伴う設置団体への権利義務の引継ぎを含む。）又は処分に関する事項

七 その他必要な事項

(施設等の移管又は処分)

第三百二条 事業団は、第二百九十八条第一項第一号に掲げる事業（分譲住宅の建設を除く。）を完了したときは、当該事業に係る施設を設置団体に移管し、分譲住宅の建設又は同項第二号に掲げる事業を完了したときは、当該事業に係る住宅又は土地を処分し、又は設置団体に移管するものとする。

(事業団規則)

第三百三条 事業団は、法令に違反しない限りにおいて、その処理する事務に関し必要な事項について、事業団規則を制定することができる。

第二節 組織等

(理事長等)

第三百四条 事業団に、理事長、理事及び監事（以下この条において「理事長等」という。）を置く。

2 理事長は、事業団を代表し、その事務を総理する。

3 理事は、規約の定めるところにより、事業団を代表し、理事長を補佐して事業団の事務を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 理事長又は理事は、その権限に属する事務の一部を事業団の職員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

5 理事長又は理事は、事業団の職員を指揮監督する。

6 監事は、事業団の事務を監査する。

7 監事は、設置団体の長の要求があるときは、その要求に係る事項につ

いて監査しなければならない。

8 | 設置団体の長は、第四百四十一条第二項の規定にかかわらず、当該事業団の常勤の理事長又は理事と兼ねることができる。

9 | 第四百四十一条第一項、第四百四十二条及び第四百四十三条第一項前段の規定は理事長及び理事に、第五項、第百九十八条の二及び第百九十九条の二の規定は監事にこれを準用する。この場合において、第百九十八条の二第一項中「普通地方公共団体の長又は副知事若しくは副市町村長」とあるのは、「理事長又は理事」と読み替えるものとする。

10 | 第二百三条の二及び第二百四条の二の規定は非常勤の理事長等に、第二百四条から第二百五条までの規定は常勤の理事長等にこれを準用する。この場合において、第二百三条の二第二項及び第四項、第二百四条第二項及び第三項並びに第二百四条の二中「条例」とあるのは、「事業団規則」と読み替えるものとする。

(理事会)

第三百五条 事業団に理事会を置く。

2 | 理事会は、理事長及び理事をもつて組織する。

3 | 次の各号に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

一 | 事業団規則の制定

二 | 事業計画に対する意見の申出

三 | 毎事業年度の予算及び決算

四 | 第三百二条の規定による住宅又は土地の処分

五 | その他事業団の事務に関する重要事項で事業団規則で定めるもの

4 | 理事会の運営に関し必要な事項は、事業団規則で定める。

(職員)

第三百六条 事業団の職員は、設置団体の長の補助機関である職員のうちから、当該設置団体の長の同意を得て、理事長がこれを命ずる。

(休日)

第三百六条の二 事業団に対する第四条の二の規定の適用については、同条中「条例」とあるのは、「事業団規則」とする。

第三節 財務

(事業年度)

第三百七条 事業団の事業年度は、普通地方公共団体の会計年度による。

(会計)

第三百八条 事業団の事業の経理は、会計を設けて行なうものとする。

2 第三百二条の規定により事業団が処分する住宅又は土地に係る事業及び第二百九十八条第一項第三号に掲げる事業（以下「特定事業」という。）の経理は、他の事業に係る経理と別に会計を設けて行ない、その経費は、主として住宅又は土地の処分に伴う収入及び特定事業のために起こした地方債による収入をもつて充てるようにしなければならない。

3 設置団体は、特定事業に係る会計に必要な出資を行なうことができる。

(予算)

第三百九条 事業団は、毎事業年度予算を作成しなければならない。

2 事業団は、予算の作成後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加
その他の変更を加える必要が生じたときは、既定予算の補正をすること
ができる。

3 事業団は、前二項の規定により予算を作成し、又は補正したときは、
直ちにこれを設置団体の長に報告し、かつ、その要領を公表しなければ
ならない。

(予算の繰越し)

第三百十条 予算に定めた経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつた
ものがあるときは、事業団は、その額を翌年度に繰り越して使用するこ
とができる。

(会計事務)

第三百十一条 事業団の会計事務は、理事長が行なう。ただし、理事長は
、必要があるときは、理事会の議を経て指定する金融機関に現金の出納
事務を取り扱わせることができる。

2 事業団の出納(特定事業に係るものを除く。)は、翌年度の五月三十
一日をもつて閉鎖する。

(決算)

第三百十二条 事業団は、毎事業年度、出納閉鎖後(特定事業にあつては
、事業年度終了後)二箇月以内に決算を作成し、かつ、その要領を公表
しなければならない。

2 事業団は、前項の規定により決算を作成したときは、事業報告書その
他政令で定める書類とあわせて、遅くとも八月三十一日までに設置団体

の長に提出しなければならない。この場合においては、当該決算及び書類に関する監事の意見を付けなければならない。

3 設置団体の長は、前項の規定により決算の提出を受けたときは、これをすみやかに当該設置団体の議会に報告しなければならない。

4 第一項の決算について作成すべき書類は、政令でこれを定める。

(剰余金)

第三百十三条 事業団は、特定事業について、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめ、なお残額があるときは、翌年度に繰り越さなければならない。

(財務に関する規定の準用)

第三百十四条 第二百八条第二項、第二百十条、第二百十四条、第二百十五条(第二号及び第三号を除く。)、第二百十六条、第二百二十条第一項及び第二項、第二百二十一条第二項、第二百三十一条、第二百三十一条の二第三項から第七項まで、第二百三十二条、第二百三十二条の三、第二百三十二条の五、第二百三十二条の六、第二百三十三条の二本文、第二百三十四条から第二百三十四条の三まで、第二百三十五条の二第一項及び第二項、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四、第二百三十六条から第二百三十八条まで、第二百三十八条の三から第二百三十八条の五まで、第二百三十九条、第二百四十条、第二百四十二条、第二百四十二条の二、第二百四十二条の三第一項、第二項、第四項及び第五項、第二百四十三条、第二百四十三条の二第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十四項、第二百四十三条の三第一項並びに第二百四

十三条の五の規定は、事業団の財務についてこれを準用する。ただし、第二百三十五条の三の規定は、特定事業に係る財務については、これを準用しない。

2 第二百三十条並びに地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二十條、第二十九條、第三十二條第五項及び第六項並びに第三十二條の二の規定は、特定事業に係る財務についてこれを準用する。

第四節 雜則

（監査の結果に関する報告）

第三百十五條 監事は、監査の結果に関する報告を理事長及び設置団体の長に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

2 設置団体の長は、前項の規定により監査の結果に関する報告の提出を受けたときは、これを当該設置団体の議会に報告しなければならない。

（事務等の受託）

第三百十六條 事業団は、受託事業の実施に関し必要な範囲内で、設置団体から委託を受けて設置団体の事務を行い、又は受託事業の実施に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他公共団体から委託を受けて受託事業に関連する事業を行うことができる。

（解散）

第三百十七條 事業団は、すべての受託事業の完了又は設置団体がその議会の議決を経てする協議により解散する。

2 前項の規定により事業団が解散するときは、設置団体は、第二百九十

八条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

3 第一項の規定により事業団が解散したときは、設置団体は、規約の定めるところにより、当該事業団に属する一切の権利義務を承継する。

(準用規定)

第三百十八条 第二百四十五条の四から第二百四十五条の九まで、第二百四十七条から第二百五十条の六まで、第二百五十二条の十七の五から第二百五十二条の十七の七まで及び第二百五十三条の規定は事業団について、第二百五十二条の十四から第二百五十二条の十六までの規定は第三百十六条の規定により事業団が設置団体の事務の委託を受ける場合についてこれを準用する。

(政令への委任)

第三百十九条 普通地方公共団体に関する規定及び地方公営企業法の規定を事業団について準用する場合における技術的読替えは、政令でこれを定める。

第四編 雑則

(事務の区分)

第三百二十条 都道府県が第三条第六項、第七条第一項及び第二項（第八条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第八条の二第一項、第二項及び第四項、第九条第一項及び第二項（同条第十一項において準用する場合を含む。）並びに第五項及び第九項（同条第

第四編 雑則

(事務の区分)

第二百九十八条 都道府県が第三条第六項、第七条第一項及び第二項（第八条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第八条の二第一項、第二項及び第四項、第九条第一項及び第二項（同条第十一項において準用する場合を含む。）並びに第五項及び第九項（同条第

第十一項及び第九条の三第六項において準用する場合を含む。）、第九条の二第二項及び第五項並びに第九条の三第一項及び第三項の規定により処理することとされている事務、第二百四十五条の四第一項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が自治事務又は第二号法定受託事務である場合においては、同条第二項の規定による各大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第二百四十五条の五第三項の規定により処理することとされている事務、第二百四十五条の七第二項、第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第一項から第四項まで及び第八項並びに第二百四十五条の九第二項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する第一号法定受託事務に係るものに限る。）、第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項（第二百九十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務、第二百五十二条の十七の五第一項の規定により処理することとされている事務（同条第二項の規定による総務大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第二百五十二条の十七の六第二項及び第二百五十二条の十七の七の規定により処理することとされている事務、第二百五十五条の二の規定により処理することとされている事務（第一号法定受託事務に係るものに限る。）、第二百六十一条第二項から第四項までの規定により処理することとされている事務、第二百八十四条第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る許可に係るものに限る。）、同条第三項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可に係るものに限る。）、第二百八十六条第一項及び第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る許可又は

十一項及び第九条の三第六項において準用する場合を含む。）、第九条の二第二項及び第五項並びに第九条の三第一項及び第三項の規定により処理することとされている事務、第二百四十五条の四第一項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が自治事務又は第二号法定受託事務である場合においては、同条第二項の規定による各大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第二百四十五条の五第三項の規定により処理することとされている事務、第二百四十五条の七第二項、第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第一項から第四項まで及び第八項並びに第二百四十五条の九第二項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する第一号法定受託事務に係るものに限る。）、第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項（第二百九十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務、第二百五十二条の十七の五第一項の規定により処理することとされている事務（同条第二項の規定による総務大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第二百五十二条の十七の六第二項及び第二百五十二条の十七の七の規定により処理することとされている事務、第二百五十五条の二の規定により処理することとされている事務（第一号法定受託事務に係るものに限る。）、第二百六十一条第二項から第四項までの規定により処理することとされている事務、第二百八十四条第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る許可に係るものに限る。）、同条第三項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可に係るものに限る。）、同条第五項及び第六項の規定により処理することとされている事務、第二百八十六条第一項及び第二項（第二百九十一条の十五第四項

届出に係るものに限る。）、第二百八十八条の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る届出に係るものに限る。）、第二百九十一条の三第一項及び第三項から第五項までの規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可又は届出に係るものに限る。）、第二百九十一条の十第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可に係るものに限る。）、同条第三項の規定により処理することとされている事務並びに第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

2・3 (略)

第二百九十九条 (略)

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事	務
(略)	(略)	(略)

において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（第二百八十六条第一項及び第二項の規定により処理することとされている事務にあつては都道府県の加入しない一部事務組合に係る許可又は届出に係るものに限る。）、第二百八十八条の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る届出に係るものに限る。）、第二百九十一条の三第一項及び第三項から第五項までの規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可又は届出に係るものに限る。）、第二百九十一条の七第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務、第二百九十一条の十第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可に係るものに限る。）、同条第三項、第二百九十一条の十四第一項及び第三項並びに第二百九十一条の十五第二項の規定により処理することとされている事務並びに第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

2・3 (略)

第三百二十一条 (略)

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事	務
(略)	(略)	(略)

(略)	農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）
(略)	第五条第一項及び第四項から第六項まで、 <u>第六条第五項</u> 、 <u>第七条第一項及び第四項（第八条第二項において準用する場合を含む。）</u> 、 <u>第八条第一項</u> 、 <u>第九条から第十一条まで並びに第二十九条の規定により都道府県が処理することとされている事務</u>

(略)	農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）
(略)	第五条第一項及び第四項から第六項まで、 <u>第六条第六項</u> 、 <u>第七条第一項及び第四項（第八条第二項において準用する場合を含む。）</u> 、 <u>第八条第一項</u> 、 <u>第九条から第十一条まで並びに第二十九条の規定により都道府県が処理することとされている事務</u>

○ 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第五十五条（交通至難の地等に関する特例）（略） 第五十六条（施行に関する規定）（略） 第五十七条（事務の区分）（略）	第五十五条（町村組合等に関する特例） この法律の適用については、全部事務組合又は役場事務組合はこれを一町村、その組合の選挙管理委員会及び選挙管理委員はこれを町村の選挙管理委員会及び選挙管理委員とみなす。 第五十六条（交通至難の地等に関する特例）（略） 第五十七条（施行に関する規定）（略） 第五十八条（事務の区分）（略）

改 正 案	現 行
（公営企業の廃止等に係る地方債の特例） 第三十三条の五の七 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。 。以下この条において同じ。）は、平成二十一年度から平成二十五年 度までの間に限り、次の各号に掲げる行為が当該地方公共団体の将来にお ける財政の健全な運営に資すると認められる場合には、当該各号に定め る経費の財源に充てゐるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こ すことができる。 一 （略） 二 当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合が経営する公営企 業の廃止 当該廃止に伴い当該地方公共団体が当該地方公共団体の組 合に対して交付する負担金又は補助金のうち、前号に定める経費に相 当する経費の財源に充てゐる必要があると認められるものとして総務省 令で定めるもの 三・四 （略） 2 7 （略）	（公営企業の廃止等に係る地方債の特例） 第三十三条の五の七 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。 。以下この条において同じ。）は、平成二十一年度から平成二十五年 度までの間に限り、次の各号に掲げる行為が当該地方公共団体の将来にお ける財政の健全な運営に資すると認められる場合には、当該各号に定め る経費の財源に充てゐるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こ すことができる。 一 （略） 二 当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共 団体が設置団体である地方開発事業団が経営する公営企業の廃止 当 該廃止に伴い当該地方公共団体が当該地方公共団体の組合又は地方開 発事業団に対して交付する負担金又は補助金のうち、前号に定める経 費に相当する経費の財源に充てゐる必要があると認められるものとして 総務省令で定めるもの 三・四 （略） 2 7 （略）

○ 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特別区等に対する規定の適用） 第二百二十五条 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては区又は区長に適用する。 2 （略）	（特別区等に対する規定の適用） 第二百二十五条 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては区又は区長に、<u>全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合の管理者に適用する。</u> 2 （略）

○ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（附則第九条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第三百三十七条 この法律中市町村に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区に適用する。	第三百三十七条 この法律中市町村に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区に、<u>全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合に適用する。</u>

○ 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（附則第九条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特別区等の特例） 第三十五条 この法律中市町村に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては政令の定めるところにより、区にこれを適用する。 2・3 （略）	（特別区等の特例） 第三十五条 この法律中市町村に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては政令の定めるところにより、区に、<u>全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合にこれを適用する。</u> 2・3 （略）

改 正 案	現 行
（議員又は長の欠けた場合等の通知） 第百十一条（略） 2 （略） 3 地方自治法第九十条第三項又は第九十一条第三項の規定により地方公共団体の議会の議員の定数を増加した場合には、当該条例施行の日から五日以内にその地方公共団体の議会の議長から当該都道府県又は市町村の選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。 （地方公共団体の組合の特例） 第二百六十七条（略）	（議員又は長の欠けた場合等の通知） 第百十一条（略） 2 （略） 3 地方自治法第九十条第五項又は第九十一条第五項の規定により地方公共団体の議会の議員の定数を増加した場合には、当該条例施行の日から五日以内にその地方公共団体の議会の議長から当該都道府県又は市町村の選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。 （地方公共団体の組合の特例） 第二百六十七条（略） 2 衆議院議員、参議院議員並びに都道府県の議会の議員及び長の選挙に關してこの法律の規定を適用するについては、全部事務組合又は役場事務組合は一町村とみなし、その組合役場は町村役場とみなす。

○ 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（事務の区分） 第二十一条（略）	（地方公共団体の組合に対するこの法律の適用） 第二十一条 この法律の適用については、全部事務組合及び役場事務組合は、一町村とみなし、その組合役場は町村役場とみなす。 （事務の区分） 第二十二条（略）

改 正 案	現 行
（権限の委任） <u>第九十七条</u> この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。	（権限の委任） <u>第九十六条の二</u> この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。 （地方公共団体の組合に対するこの法律の適用） <u>第九十七条</u> この法律又はこれに基く命令の規定の適用については、全部事務組合は市町村と、役場事務組合の執行機関は市町村の長とみなす。

改 正 案	現 行
（測定単位の数値の補正） 第十三条（略） 2）9（略） 10 人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に増加し又は減少した地方団体、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体及び組合（地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合をいう。）を組織している地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後の数値の算定方法については、総務省令で前各項の規定の特例を設けることができる。 11・12（略） （都の特例） 第二十一条（略）	（測定単位の数値の補正） 第十三条（略） 2）9（略） 10 人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に増加し又は減少した地方団体、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体及び組合（地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合、広域連合又は役場事務組合をいう。）を組織している地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後の数値の算定方法については、総務省令で前各項の規定の特例を設けることができる。 11・12（略） （都等の特例） 第二十一条（略） 2 この法律の適用については、全部事務組合は、町村とみなす。

改 正 案	現 行
（用語） 第一条（略） 2・3（略） （個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲） 第二十五条 道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。 一 国、非課税独立行政法人（独立行政法人のうちその資本金の額若しくは出資金の額の全部が国により出資されることが法律において定められているもの又はこれに類するものであつて、その実施している業務のすべてが国から引き継がれたものとして総務大臣が指定したものをいう。以下同じ。）、国立大学法人等（国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特別区、非課税地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人（公立大学法人を除く。のうちのその成立の日の前日において現に設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）が行っている業務に相当する業務の	（用語） 第一条（略） 2・3（略） 4 全部事務組合は、この法律の適用については、一町村とみなす。 （個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲） 第二十五条 道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。 一 国、非課税独立行政法人（独立行政法人のうちその資本金の額若しくは出資金の額の全部が国により出資されることが法律において定められているもの又はこれに類するものであつて、その実施している業務のすべてが国から引き継がれたものとして総務大臣が指定したものをいう。以下同じ。）、国立大学法人等（国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団、合併特別区、非課税地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人（公立大学法人を除く。のうちのその成立の日の前日において現に設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）が行っている業務

みを当該成立の日以後引き続き行うものをいう。以下同じ。）、公立
大学法人、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港
務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組
合連合、土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保
険管理機構

二（略）

2・3（略）

（事業税の非課税の範囲）

第七十二条の四 道府県は、国及び次に掲げる法人が行う事業に対しては
、事業税を課することができない。

一 都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特別区その他政
令で定める公共団体

一の二、四（略）

2・3（略）

（国等に対する不動産取得税の非課税）

第七十三条の三 道府県は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及
び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合
、財産区、合併特別区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人に対
しては、不動産取得税を課することができない。

2（略）

（自動車取得税の非課税）

第百十五条 道府県は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日

に相当する業務のみを当該成立の日以後引き続き行うものをいう。以
下同じ。）、公立大学法人、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号
）の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組
合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便
貯金・簡易生命保険管理機構

二（略）

2・3（略）

（事業税の非課税の範囲）

第七十二条の四 道府県は、国及び次に掲げる法人が行う事業に対しては
、事業税を課することができない。

一 都道府県、市町村、特別区、これらの組合、地方開発事業団及び合
併特別区その他政令で定める公共団体

一の二、四（略）

2・3（略）

（国等に対する不動産取得税の非課税）

第七十三条の三 道府県は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及
び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合
、財産区、地方開発事業団、合併特別区、非課税地方独立行政法人及び
公立大学法人に対しては、不動産取得税を課することができない。

2（略）

（自動車取得税の非課税）

第百十五条 道府県は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日

本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人の自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。ただし、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第一項に規定する地方公営企業の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるもの及び地方独立行政法人法第二十一条第三号に掲げる業務の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるものに対しては、この限りでない。

2・3 （略）

（自動車税の非課税の範囲）

第四百六十六条 道府県は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人に対しては、自動車税を課することができない。

2 （略）

（個人以外の者の市町村民税の非課税の範囲）

第二百九十六条 市町村は、次に掲げる者に対しては、市町村民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

一 国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特例区、非課税地方独立行政法人、公立大学法人、港湾法の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合

本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団、合併特例区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人の自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。ただし、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第一項に規定する地方公営企業の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるもの及び地方独立行政法人法第二十一条第三号に掲げる業務の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるものに対しては、この限りでない。

2・3 （略）

（自動車税の非課税の範囲）

第四百六十六条 道府県は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団、合併特例区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人に対しては、自動車税を課することができない。

2 （略）

（個人以外の者の市町村民税の非課税の範囲）

第二百九十六条 市町村は、次に掲げる者に対しては、市町村民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

一 国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団、合併特例区、非課税地方独立行政法人、公立大学法人、港湾法の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び

、土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

二（略）

2・3（略）

（固定資産税の納税義務者等）

第三百四十三条（略）

2・6（略）

7 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十三条第一項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等（同法第四十二条第二項の規定による通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第二十三条第一項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第一項の所有者とみなし、都道府県等が同条第一項の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国又は都道府県が行う同項第一号の事業により造成された埋立地等を使用する者で政令で定めるものを

水害予防組合連合、土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

二（略）

2・3（略）

（固定資産税の納税義務者等）

第三百四十三条（略）

2・6（略）

7 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十三条第一項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等（同法第四十二条第二項の規定による通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団及び合併特別区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第二十三条第一項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第一項の所有者とみなし、都道府県等が同条第一項の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国又は都道府県が行う同項第一号の事業により造成された埋立地等を使用する者で政

除く。)をもつて当該埋立地等に係る第一項の所有者とみなし、これらの埋立地等が隣接する土地の所在する市町村をもつてこれらの埋立地等が所在する市町村とみなして固定資産税を課することができる。

8・9 (略)

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区に対しては、固定資産税を課することができない。

2 10 (略)

(軽自動車税の非課税の範囲)

第四百四十三条 市町村は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特別区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人に対しては、軽自動車税を課することができない。

2 (略)

(特別土地保有税の非課税)

第五百八十六条 市町村は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人(地方独立行政法人法第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人でその成立の日の前日において現に設立団体(同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。))が行っている業務

令で定めるものを除く。)をもつて当該埋立地等に係る第一項の所有者とみなし、これらの埋立地等が隣接する土地の所在する市町村をもつてこれらの埋立地等が所在する市町村とみなして固定資産税を課することができる。

8・9 (略)

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団及び合併特別区に対しては、固定資産税を課することができない。

2 10 (略)

(軽自動車税の非課税の範囲)

第四百四十三条 市町村は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団、合併特別区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人に対しては、軽自動車税を課することができない。

2 (略)

(特別土地保有税の非課税)

第五百八十六条 市町村は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人(地方独立行政法人法第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人でその成立の日の前日において現に設立団体(同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。))

に相当する業務のみを当該成立の日以後引き続き行うものに限る。）に 対しては、特別土地保有税を課することができない。 2 4（略）	が行っている業務に相当する業務のみを当該成立の日以後引き続き行う ものに限る。）に対しては、特別土地保有税を課することができない。 2 4（略）
（都市計画税の非課税の範囲） 第七百二条の二 市町村は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及 び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産 区、合併特別区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人に対しては 、都市計画税を課することができない。 2 （略）	（都市計画税の非課税の範囲） 第七百二条の二 市町村は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及 び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産 区、<u>地方開発事業団</u>、合併特別区、非課税地方独立行政法人及び公立大 学法人に対しては、都市計画税を課することができない。 2 （略）
（水利地益税等の非課税の範囲） 第七百四条 地方団体は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並 びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特別区、 非課税地方独立行政法人及び公立大学法人に対しては、水利地益税及び 共同施設税を課することができない。 2 市町村は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府 県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特別区、非課税地方 独立行政法人及び公立大学法人に対しては、宅地開発税を課することが できない。	（水利地益税等の非課税の範囲） 第七百四条 地方団体は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並 びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、<u>地方開発事業 団</u>、合併特別区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人に対しては 、水利地益税及び共同施設税を課することができない。 2 市町村は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府 県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、<u>地方開発事業団</u>、合併特 例区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人に対しては、宅地開発 税を課することができない。

○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（附則第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員） 第三条（略） 2 （略） 3 特別職は、次に掲げる職とする。 一 （略） 一の二 （略） 二 六 （略）	（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員） 第三条（略） 2 （略） 3 特別職は、次に掲げる職とする。 一 （略） 一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職 一の三 （略） 二 六 （略）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（市町村地域福祉計画） 第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。 一〇三 （略）	（市町村地域福祉計画） 第一百七条 市町村は、<u>地方自治法第二条第四項の基本構想に即し</u>、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。 一〇三 （略）

○ 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）（附則第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（<u>特別区</u>に関する規定の適用） 第五十七条 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては、<u>特別区又は特別区長に適用する。</u>	（<u>特別区等</u>に関する規定の適用） 第五十七条 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては<u>特別区又は特別区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合の管理者に適用する。</u>

○ 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）（附則第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特別地方公共団体に関する規定） 第三十三条（略） 2 この法律中町村又は町村長に関する規定は、<u>町村が設ける一部事務組合で国土調査に関する事務を共同処理するものがある場合においては、当該一部事務組合又はその管理者に適用する。</u>	（特別地方公共団体に関する規定） 第三十三条（略） 2 この法律中町村又は町村長に関する規定は、<u>町村組合で町村の事務の全部、役場事務又は国土調査に関する事務を共同処理するものがある場合においては、当該町村組合又はその管理者に適用する。</u>

○ 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（附則第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特別区等の特例） 第百四十条（略）	（特別地方公共団体に関する規定） 第百四十条（略） 2 この法律の規定中町村又は町村長に関する規定は、町村組合で町村の事務の全部又は役場事務を共同処理するものがある場合においては、当該町村組合又はその管理者に適用する。

○ 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（附則第二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（登録の申請） 第二十一条（略） 2 前項の規定による登録申請書には、その副本三通を添付するものとし、同項の税理士会は、当該申請書を受理したときは、遅滞なく当該副本一通ずつを当該申請者の住所地の所轄税務署長並びに当該住所地在を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県の長に送付するものとする。	（登録の申請） 第二十一条（略） 2 前項の規定による登録申請書には、その副本三通を添付するものとし、同項の税理士会は、当該申請書を受理したときは、遅滞なく当該副本一通ずつを当該申請者の住所地の所轄税務署長並びに当該住所地在を管轄する市町村（特別区及び全部事務組合を含む。以下同じ。）及び都道府県の長に送付するものとする。

○ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（附則第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特別区等の特例） 第六十一条 この法律中市町村又は市町村長に関する規定（指定都市にあつては、第三条第四項を除く。）は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、指定都市（農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。）にあつては区又は区長に適用する。	（特別区等の特例） 第六十一条 この法律中市町村又は市町村長に関する規定（指定都市にあつては、第三条第四項を除く。）は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、指定都市（農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。）にあつては区又は区長に、<u>全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者に適用する。</u>

○ 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）（附則第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（組織に関する特例） 第三十九条の二（略） 2）6（略） 7 地方公営企業の経営に関する事務を処理する広域連合（以下「<u>広域連合企業団</u>」という。）に対する第七条の規定の適用については、同条ただし書中「政令で定める地方公営企業について管理者」とあるのは、「<u>管理者</u>」とする。 8 （略）	（組織に関する特例） 第三十九条の二（略） 2）6（略） 7 企業団の議会の議員の定数は、十五人をこえることができない。ただし、その経営する事業が大規模である企業団にあつては、その事業規模に応じて政令で定める基準により、三十人を限度としてその議会の議員の定数を増加することができる。 8 地方公営企業の経営に関する事務を処理する広域連合（これを<u>広域連合企業団</u>という。）に対する第七条の規定の適用については、同条ただし書中「政令で定める地方公営企業について管理者」とあるのは、「<u>管理者</u>」とする。 9 （略）

○ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）（附則第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律において「被害農業者」とは、農業を<u>主な業務とする者</u>であつて、天災（当該天災による被害が著しくかつその国民経済に及ぼす影響が大であると認めて政令で指定するものに限る。以下この項、次項、第四項及び第五項において同じ。）による農作物、畜産物若しくは繭の減収量がその農作物、畜産物若しくは繭の平年における収穫量の百分の三十以上であり、かつ、天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額がその者の平年における農業による総収入額の百分の十以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹（その者がこれらを栽培する面積が政令で定める面積以上である場合におけるその果樹、茶樹又は桑樹に限る。以下この項及び次項において同じ。）の流失、損傷、枯死等による損失額がこの者の栽培する果樹、茶樹若しくは桑樹の被害時における価額の百分の三十以上である旨の市町村長の認定を受けたものをいい、「被害林業者」とは、<u>林業を主な業務とする者</u>であつて、天災による薪炭（薪炭原木を含む。次項及び第四項において同じ。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額がその者の平年における林業による総収入額の百分の十以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の百分の五十以上である旨の市町村長の認定を受けたものをいい、「被害漁業	（定義） 第二条 この法律において「被害農業者」とは、農業を<u>おもな業務とする者</u>であつて、天災（当該天災による被害が著しくかつその国民経済に及ぼす影響が大であると認めて政令で指定するものに限る。以下この項、次項、第四項及び第五項において同じ。）による農作物、畜産物若しくは繭の減収量がその農作物、畜産物若しくは繭の平年における収穫量の百分の三十以上であり、かつ、天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額がその者の平年における農業による総収入額の百分の十以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹（その者がこれらを栽培する面積が政令で定める面積以上である場合におけるその果樹、茶樹又は桑樹に限る。以下この項及び次項において同じ。）の流失、損傷、枯死等による損失額がこの者の栽培する果樹、茶樹若しくは桑樹の被害時における価額の百分の三十以上である旨の市町村長（全部事務組合又は役場事務組合のある地では、組合管理者。以下同じ。）の認定を受けたものをいい、「被害林業者」とは、<u>林業をおもな業務とする者</u>であつて、天災による薪炭（薪炭原木を含む。以下次項及び第四項において同じ。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額がその者の平年における林業による総収入額の百分の十以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時におけ

者」とは、漁業を主な業務とする者であつて、天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額がその者の平年における漁業による総収入額の百分の十以上である旨又は天災によるその所有する漁船（政令で定めるものを除く。次項において同じ。）若しくは漁具（政令で定めるものを除く。次項において同じ。）の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の百分の五十以上である旨の市町村長の認定を受けたものをいう。

2
8
（略）

る価額の百分の五十以上である旨の市町村長の認定を受けたものをいい、「被害漁業者」とは、漁業をおもな業務とする者であつて、天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額がその者の平年における漁業による総収入額の百分の十以上である旨又は天災によるその所有する漁船（政令で定めるものを除く。次項において同じ。）若しくは漁具（政令で定めるものを除く。次項において同じ。）の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の百分の五十以上である旨の市町村長の認定を受けたものをいう。

2
8
（略）

改 正 案	現 行
（解職請求） 第八条 地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の長に対し、委員の解職を請求することができる。 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十六条第二項、第三項及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条第二項の規定は、前項の規定による委員の解職の請求について準用する。この場合において、同法第八十七条第一項中「前条第一項に掲げる職に在る者」とあるのは「教育委員会の委員」と、同法第八十八条第二項中「第八十六条第一項の規定による選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による教育委員会の委員の解職の請求」と読み替えるものとする。 （組合に関する特例） 第六十条 （略） 2・3 （略） 4 地方公共団体が第二十三条に規定する事務の全部又は一部を処理する	（解職請求） 第八条 地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の長に対し、委員の解職を請求することができる。 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十六条第二項から第四項まで、第八十七条及び第八十八条第二項の規定は、前項の規定による委員の解職の請求について準用する。この場合において、同法第八十七条第一項中「前条第一項に掲げる職に在る者」とあるのは「教育委員会の委員」と、同法第八十八条第二項中「第八十六条第一項の規定による選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による教育委員会の委員の解職の請求」と読み替えるものとする。 （組合に関する特例） 第六十条 （略） 2・3 （略） 4 地方公共団体が第二十三条に規定する事務の全部又は一部を処理する

組合を設けようとする場合において、当該地方公共団体に教育委員会が置かれているときは、当該地方公共団体の議会は、地方自治法第二百九十條又は第二百九十一條の十一の議決をする前に、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第二十四條の二第一項の条例の定めるところにより、当該地方公共団体の教育委員会が、当該組合が処理することとなる第二十三條に規定する事務を管理し、及び執行していないときは、この限りでない。

5 総務大臣又は都道府県知事は、第二十三條に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合の設置について、地方自治法第二百八十四條第二項の許可の処分又は同條第二項若しくは第三項の許可の処分をする前に、総務大臣にあつては文部科学大臣、都道府県知事にあつては当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第二十四條の二第一項の条例の定めるところにより、当該都道府県委員会が、当該組合（当該都道府県が加入しないものに限る。）が処理することとなる第二十三條に規定する事務を管理し、及び執行していないときは、都道府県委員会の意見を聴くことを要しない。

6
11
(略)

組合を設けようとする場合において、当該地方公共団体に教育委員会が置かれているときは、当該地方公共団体の議会は、地方自治法第二百九十條、第二百九十一條の十一、第二百九十一條の十四第五項又は第二百九十一條の十五第三項の議決をする前に、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第二十四條の二第一項の条例の定めるところにより、当該地方公共団体の教育委員会が、当該組合が処理することとなる第二十三條に規定する事務を管理し、及び執行していないときは、この限りでない。

5 総務大臣又は都道府県知事は、第二十三條に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合の設置について、地方自治法第二百八十四條第二項の許可の処分又は同條第二項、第三項、第五項若しくは第六項の許可の処分をする前に、総務大臣にあつては文部科学大臣、都道府県知事にあつては当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第二十四條の二第一項の条例の定めるところにより、当該都道府県委員会が、当該組合（当該都道府県が加入しないものに限る。）が処理することとなる第二十三條に規定する事務を管理し、及び執行していないときは、都道府県委員会の意見を聴くことを要しない。

6
11
(略)

○ 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）（附則第二十六条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 （略） 二 地方税 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号（用語）に規定する地方団体の徴収金（都及び特別区これに相当する徴収金を含む。）をいう。 三十三 （略）	（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 （略） 二 地方税 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号（用語）に規定する地方団体の徴収金（都、特別区及び全部事務組合のこれに相当する徴収金を含む。）をいう。 三十三 （略）

○ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（附則第二十六条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 四十七 （略） 四十八 地方税 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号（用語）に規定する地方団体の徴収金（都及び特別区<u>のこれに相当する徴収金を含む。</u>）をいう。	（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 四十七 （略） 四十八 地方税 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号（用語）に規定する地方団体の徴収金（都、特別区及び全部事務組合のこれに相当する徴収金を含む。）をいう。

○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（附則第二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（設立） 第三条 （略） 2 （略） 3 地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合（以下この項において「一部事務組合等」という。）の職員は、政令で定めるところにより、当該一部事務組合等を組織する地方公共団体の職員を組合員とする組合のうちいずれか一の組合の組合員となるものとする。 4 （略）	（設立） 第三条 （略） 2 （略） 3 地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合並びに同法第二百九十八条第一項の地方開発事業団（以下この項において「一部事務組合等」という。）の職員は、政令で定めるところにより、当該一部事務組合等を組織する地方公共団体の職員を組合員とする組合のうちいずれか一の組合の組合員となるものとする。 4 （略）

○ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）（附則第二十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（市町村老人福祉計画） 第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。 29 （略） （大都市等の特例） 第三十四条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）</u>においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。	（市町村老人福祉計画） 第二十条の八 市町村は、<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即して</u>、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。 29 （略） （大都市等の特例） 第三十四条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、<u>地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）</u>においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

。首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）（附則第二十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（政令への委任） 第七条 第三条第二項の規定による利子の補給及び第四条の規定により通常の国の負担割合を超えて国が負担し又は補助することとなる額の交付、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合並びに前条の港務局の行う事業についてこの法律を適用するために必要な事項その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。	（政令への委任） 第七条 第三条第二項の規定による利子の補給及び第四条の規定により通常の国の負担割合を超えて国が負担し又は補助することとなる額の交付、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合並びに同法第二百九十八条第一項の地方開発事業団並びに前条の港務局の行う事業についてこの法律を適用するために必要な事項その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）（附則第三十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（地方自治法の適用除外等） 第二十四条 この章の規定による旧慣使用林野整備については、地方自治法第二百三十七条第二項及び第二百三十八条の六第一項（同法第二百九十四条第一項においてこれらの規定によることとされる場合を含む。）の規定は、適用しない。 2 （略）	（地方自治法の適用除外等） 第二十四条 この章の規定による旧慣使用林野整備については、地方自治法第二百三十七条第二項及び第二百三十八条の六第一項（第二百九十四条第一項においてこれらの規定によることとされる場合を含む。）並びに第二百九十六条の五第二項の規定は、適用しない。 2 （略）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（開発許可の特例） 第三十四条の二 国又は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村若しくは都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合若しくは港務局（以下「都道府県等」という。）が行う都市計画区域若しくは準都市計画区域内における開発行為（第二十九条第一項各号に掲げる開発行為を除く。）又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における開発行為（同条第二項の政令で定める規模未満の開発行為及び同項各号に掲げる開発行為を除く。）については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもつて、開発許可があつたものとみなす。 2 （略）	（開発許可の特例） 第三十四条の二 国又は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村、都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合若しくは港務局若しくは都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村が設置団体である地方開発事業団（以下「都道府県等」という。）が行う都市計画区域若しくは準都市計画区域内における開発行為（第二十九条第一項各号に掲げる開発行為を除く。）又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における開発行為（同条第二項の政令で定める規模未満の開発行為及び同項各号に掲げる開発行為を除く。）については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもつて、開発許可があつたものとみなす。 2 （略）

○ 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）（附則第三十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（障害者基本計画等） 第九条 （略） 2 （略） 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。 4～9 （略） （地方障害者施策推進協議会） 第二十六条 都道府県（<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）</u>第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、地方障害者施策推進協議会を置く。 2～5 （略）	（障害者基本計画等） 第九条 （略） 2 （略） 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするともに、<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。</u> 4～9 （略） （地方障害者施策推進協議会） 第二十六条 都道府県（<u>地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。</u>）に、地方障害者施策推進協議会を置く。 2～5 （略）

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）（附則第三十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（一般廃棄物処理計画） 第六条 （略） 2 （略） 3・4 （略） （一般廃棄物処理業） 第七条 （略） 2・11 （略） 12 第一項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び第六項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。 13・16 （略）	（一般廃棄物処理計画） 第六条 （略） 2 （略） 3 市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。 4・5 （略） （一般廃棄物処理業） 第七条 （略） 2・11 （略） 12 第一項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び第六項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法第二百二十八条第一項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。 13・16 （略）

改 正 案	現 行
（市町村計画） 第八条 （略） 2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするものとする。 3 7 （略） （大都市の特例） 第四十四条 第二十三条から第三十二条まで、第三十五条、第四十一条及び前条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、当該指定都市の長が行う。この場合においては、第二十三条から第三十二条まで、第三十五条、第三十九条及び前三条の規定中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。	（市町村計画） 第八条 （略） 2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするものとも、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十一条第四項の基本構想に即するものでなければならない。 3 7 （略） （大都市の特例） 第四十四条 第二十三条から第三十二条まで、第三十五条、第四十一条及び前条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、当該指定都市の長が行う。この場合においては、第二十三条から第三十二条まで、第三十五条、第三十九条及び前三条の規定中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

改 正 案	現 行
（農業経営基盤強化促進基本構想） 第六条 （略） 2・3 （略） 4 6 （略） （農地利用集積円滑化事業規程） 第十一条の九 第四条第三項各号に掲げる者（市町村を除く。）は、<u>第六</u> <u>条第五項</u>の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）の区域（ 市街化区域を除く。）の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集 積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定 めるところにより、農地利用集積円滑化事業の実施に関する規程（以下 「農地利用集積円滑化事業規程」という。）を定め、同意市町村の承認 を受けなければならない。 2 5 （略） （事務の区分） 第三十八条 第五条第一項及び第四項から第六項まで、<u>第六</u><u>条第五項</u>、第 七条第一項及び第五項（<u>第八</u><u>条第二項</u>において準用する場合を含む。）	（農業経営基盤強化促進基本構想） 第六条 （略） 2・3 （略） 4 基本構想は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>第二</u><u>条第四</u> <u>項</u>の基本構想に即するものでなければならない。 5 7 （略） （農地利用集積円滑化事業規程） 第十一条の九 第四条第三項各号に掲げる者（市町村を除く。）は、<u>第六</u> <u>条第六項</u>の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）の区域（ 市街化区域を除く。）の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集 積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定 めるところにより、農地利用集積円滑化事業の実施に関する規程（以下 「農地利用集積円滑化事業規程」という。）を定め、同意市町村の承認 を受けなければならない。 2 5 （略） （事務の区分） 第三十八条 第五条第一項及び第四項から第六項まで、<u>第六</u><u>条第六項</u>、第 七条第一項及び第五項（<u>第八</u><u>条第二項</u>において準用する場合を含む。）

、第八条第一項、第九条から第十一条まで、第二十七条の四、第二十七条の五、第二十七条の六第一項、第二十七条の七第一項及び第四項、第二十七条の八第一項、第二十七条の十並びに第二十九条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

、第八条第一項、第九条から第十一条まで、第二十七条の四、第二十七条の五、第二十七条の六第一項、第二十七条の七第一項及び第四項、第二十七条の八第一項、第二十七条の十並びに第二十九条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改 正 案	現 行
（裁定） 第三百三十条（略） 2・3（略） 4 前三項の規定の適用については、これらの規定中「市町村長」とあるのは、特別区のある地にあつては「特別区の区長」と、<u>地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては「区長」とする。</u>	（裁定） 第三百三十条（略） 2・3（略） 4 前三項の規定の適用については、これらの規定中「市町村長」とあるのは、特別区のある地にあつては「特別区の区長」と、<u>地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては「区長」と、全部事務組合のある地にあつては「役場事務組合の管理者」と、役場事務組合のある地にあつては「役場事務組合の管理者」とする。</u>

- 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）（附則第三十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特別区等の特例） 第七条 第三条第一項中市町村又は市町村長に関する部分の規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。）にあつては区又は区長に適用する。	（特別区等の特例） 第七条 第三条第一項中市町村又は市町村長に関する部分の規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。）にあつては区又は区長に、<u>全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合の管理者に適用する。</u>

○ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）（附則第三十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（基本計画） 第六条 （略） 2～4 （略） 5 基本計画は、国土形成計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は都道府県の計画並びに都市計画との調和が保たれたものでなければならない。 6～8 （略）	（基本計画） 第六条 （略） 2～4 （略） 5 基本計画は、国土形成計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は都道府県の計画並びに都市計画との調和が保たれ、かつ、<u>地方自治法第二条第</u> <u>四項の基本構想に即したものでなければならない。</u> 6～8 （略）

○ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）（附則第三十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（農林業等活性化基盤整備計画） 第四条 （略） 2）4 （略） 5 基盤整備計画は、過疎地域自立促進計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画及び都市計画との調和が保たれたものでなければならない。 6・7 （略） （事務の区分） 第二十四条 第八条第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）</u>第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	（農林業等活性化基盤整備計画） 第四条 （略） 2）4 （略） 5 基盤整備計画は、過疎地域自立促進計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画及び都市計画との調和が保たれ、かつ、<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）</u>第二条第四項の基本構想に即したものでなければならない。 6・7 （略） （事務の区分） 第二十四条 第八条第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、<u>地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</u>

- 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成七年法律第百二号）（附則第四十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（総合整備計画と他の計画との関係） 第十二条 総合整備計画は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）による沖縄振興計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるとともに、沖縄県における国土の利用に関する計画及び土地利用に関する計画に適合するよう定められなければならない。	（総合整備計画と他の計画との関係） 第十二条 総合整備計画は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）による沖縄振興計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるとともに、沖縄県における国土の利用に関する計画及び土地利用に関する計画並びに<u>関係市町村の建設に関する基本構想</u>に適合するよう定められなければならない。

○ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（附則第四十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（基本計画の認定） 第九条 （略） 2 （略） 3 基本計画は、都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。 4 11 （略） （大規模小売店舗立地法の特例） 第三十六条 都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条、次条及び第五十五条において「都道府県等」という。）は、認定中心市街地の区域（当該区域内に第五十五条第一項の規定により第二種大規模小売店舗立地法特例区域として定められた区域がある場合においては、当該定められた区域を除く。）のうち、大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。）の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが特に必要な区域（以下「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」という。）を定めることができる。	（基本計画の認定） 第九条 （略） 2 （略） 3 基本計画は、都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即したものでなければならない。 4 11 （略） （大規模小売店舗立地法の特例） 第三十六条 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条、次条及び第五十五条において「都道府県等」という。）は、認定中心市街地の区域（当該区域内に第五十五条第一項の規定により第二種大規模小売店舗立地法特例区域として定められた区域がある場合においては、当該定められた区域を除く。）のうち、大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。）の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが特に必要な区域（以下「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」という。）を定めることができる。

$\frac{2}{11}$

(略)

$\frac{2}{11}$

(略)

○ 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）（附則第四十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（過疎地域自立促進市町村計画） 第六条 （略） 2 （略） 3 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、広域的な経済社会生活圏の整備の計画に適合するよう定めなければならない。 4～6 （略）	（過疎地域自立促進市町村計画） 第六条 （略） 2 （略） 3 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、<u>当該市町村の建設に関する基本構想又は広域的な経済社会生活圏の整備の計画に適合するよう定めなければならない。</u> 4～6 （略）

○ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（附則第四十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（都市再生整備計画） 第四十六条（略） 2）11（略） 12 都市再生整備計画は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、同法第七条の二の都市再開発方針等並びに同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。 13・14（略） （事務の区分） 第六十条 第五十八条の規定により国道に關して市町村が処理することとされている事務（費用の負担及び徴収に關するものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</u>	（都市再生整備計画） 第四十六条（略） 2）11（略） 12 都市再生整備計画は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、同法第七条の二の都市再開発方針等並びに同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>第二条第四項の基</u>本構想に即したものでなければならない。 13・14（略） （事務の区分） 第六十条 第五十八条の規定により国道に關して市町村が処理することとされている事務（費用の負担及び徴収に關するものを除く。）は、地方自治法<u>第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</u>

改 正 案	現 行
第五条（略） 2～29（略） 30 地方自治法第七十四条第五項の規定は前条第一項若しくはこの条第一項の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は前条第十一項若しくはこの条第十五項の選挙権を有する者の総数の六分の一の数について、同法第七十四条第六項の規定は前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の代表者について、同法第七十四条第七項から第九項まで、第七十四条の二第二項から第六項まで、第八項及び第十項から第十三項まで並びに第七十四条の三第一項から第三項までの規定は前条第一項若しくは第十一項又はこの条第十五項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、同法第七十四条第六項第一号中「表示をされている者（都道府県に係る請求にあつては、当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた旨の表示をされている者のうち当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを除く。）」とあるのは「表示をされている者」と、同項第三号中「、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、」とあるのは「第二百五十二条の十九第一項に規定する」と、同法第七十四条の二第十項中「審査	第五条（略） 2～29（略） 30 地方自治法第七十四条第五項の規定は前条第一項若しくはこの条第一項の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は前条第十一項若しくはこの条第十五項の選挙権を有する者の総数の六分の一の数について、同法第七十四条第六項から第八項まで、第七十四条の二第二項から第六項まで、第八項及び第十項から第十三項まで並びに第七十四条の三第一項から第三項までの規定は前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、同法第七十四条の二第十項中「審査の申立てに対する裁決又は判決」とあるのは「判決」と、「当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所」とあるのは「当該裁判所」と、「裁決書又は判決書」とあるのは「判決書」と、同条第十一項中「争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は」とあるのは「訴訟の判決は、」と、同条第十二項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と、「当該決定又は裁決」とあるのは「当該決定」と、「地方裁判所又は高等裁判所」とあるのは「地方裁判所」と、同条第十三項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。

の申立てに対する裁決又は判決」とあるのは「判決」と、「当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所」とあるのは「当該裁判所」と、「裁決書又は判決書」とあるのは「判決書」と、同条第十一項中「争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は」とあるのは「訴訟の判決は、」と、同条第十二項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と、「当該決定又は裁決」とあるのは「当該決定」と、「地方裁判所又は高等裁判所」とあるのは「地方裁判所」と、同条第十三項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。

31
33 (略)

(議会の議員の定数に関する特例)

第八条

他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口(同法第二百五十四条に規定する人口によるものとする

31
33 (略)

(議会の議員の定数に関する特例)

第八条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条

第二項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 | 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口(同法第二百五十四条に規定する人口によるものとする

。第十六条第二項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以下この項において「旧定数」という。）に乘じて得た数（〇・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が〇・五人未満のときも一人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下この条及び次条第一項において「編入合併特例定数」という。）をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第四項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第九十一条の規定による定数に復帰するものとする。

2 | (略)

3 | 第一項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第八条第二項」と、同法第一百十一条第三項中「地方自治法第九十条第三項又は第九十一条第三項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併（同法第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。）の日」とする。

4 | 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第一項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出さ

。第十六条第二項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以下この項において「旧定数」という。）に乘じて得た数（〇・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が〇・五人未満のときも一人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下この条及び次条第一項において「編入合併特例定数」という。）をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第九十一条の規定による定数に復帰するものとする。

3 | (略)

4 | 第二項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第八条第三項」と、同法第一百十一条第三項中「地方自治法第九十条第五項又は第九十一条第五項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第八条第二項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併（同法第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。）の日」とする。

5 | 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第二項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出さ

れる議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

5 第二項の規定は、前項の場合について準用する。

6 第四項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは、「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第八条第五項において準用する同条第二項」とする。

7 第一項又は第四項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（議会の議員の在任に関する特例）

第九条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これにに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第四項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この

れる議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

6 第三項の規定は、前項の場合について準用する。

7 第五項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは、「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第八条第六項において準用する同条第三項」とする。

8 第一項、第二項又は第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（議会の議員の在任に関する特例）

第九条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これにに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第五項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この

限りでない。

一・二（略）

2 前項の規定は、前条第一項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第四項から第六項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 第一項又は前項において準用する前条第四項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（特別区に関する特例）

第五十九条 この法律中市に関する規定（第十六条第二項及び第十七条の規定を除く。）は、特別区に適用する。

限りでない。

一・二（略）

2 前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第五項から第七項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 第一項又は前項において準用する前条第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（特別区に関する特例）

第五十九条 この法律中市に関する規定（第十六条第二項及び第十七条の規定を除く。）は、特別区に適用する。この場合において、第八条第一項中「地方自治法第九十一条第二項」とあるのは「地方自治法第九十一条第二項及び第二百八十一条の六」と、「同項に」とあるのは「これらの規定に」と、「同条の」とあるのは「同法第九十一条及び第二百八十一条の六の」と、同条第二項中「地方自治法第九十一条」とあるのは「地方自治法第九十一条及び第二百八十一条の六」と、「同法第九十一条」とあるのは「同法第九十一条及び第二百八十一条の六」と、同条第五項及び第九条第一項中「地方自治法第九十一条」とあるのは「地方自治法第九十一条及び第二百八十一条の六」と、「同条の」とあるのは「これらの」とする。

第六十条（略） 2 } 4 （略）	5 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名又は第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名に関し、次に掲げる者が、その地位を利用して署名運動をしたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。
6 （略） 二 沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員	一 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員若しくは職員
第六十条（略） 2 } 4 （略）	5 （略）

改 正 案	現 行
（交通結節機能高度化計画） 第十四条（略） 2～7（略） 8 交通結節機能高度化計画は、都市計画法第六条の二に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第十八条の二に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。 9～13 （大都市の特例） 第二十六条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）においては、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。	（交通結節機能高度化計画） 第十四条（略） 2～7（略） 8 交通結節機能高度化計画は、都市計画法第六条の二に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第十八条の二に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>第二条第四項に規定する基本構想に即したものでなければならない。</u> 9～13 （大都市の特例） 第二十六条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法<u>第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）においては、指定都市が処理するものとする。</u>この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（附則第四十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（移動等円滑化基本構想） 第二十五条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。 2 4 （略） 5 <u>基本構想は、都市計画及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。</u> 6 12 （略）	（移動等円滑化基本構想） 第二十五条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（<u>第五項を除き、以下「基本構想」という。</u>）を作成することができる。 2 4 （略） 5 <u>第一項の基本的な構想は、都市計画及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法第二条第四項の基本構想に即したものでなければならない。</u> 6 12 （略）

○ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）（附則第四十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（基本計画） 第五条 （略） 2 （略） 3 基本計画は、国土形成計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は都道府県の計画並びに都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。 4～7 （略） 第十二条 （略） 2 （略） 3 緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同意企業立地重点促進区域の廃止又は前条第一項の規定により経過措置を定める条例（以下この項において「経過措置条例」という。）の廃止若しくは失効により、当該緑地面積率等条例（経過措置条例が定められている場合にあっては、当該経過措置条例）で定めた準則の適用を受けないこととなった特定工場について、それぞれ当該緑地面積率等条例の廃止若しくは失効の日、当該同意企業立地重点促進区域の廃止の日又は当該経過措置条例の廃止若し	（基本計画） 第五条 （略） 2 （略） 3 基本計画は、国土形成計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は都道府県の計画並びに都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即したものでなければならない。 4～7 （略） 第十二条 （略） 2 （略） 3 緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同意企業立地重点促進区域の廃止又は前条第一項の規定により経過措置を定める条例（以下この項において「経過措置条例」という。）の廃止若しくは失効により、当該緑地面積率等条例（経過措置条例が定められている場合にあっては、当該経過措置条例）で定めた準則の適用を受けないこととなった特定工場について、それぞれ当該緑地面積率等条例の廃止若しくは失効の日、当該同意企業立地重点促進区域の廃止の日又は当該経過措置条例の廃止若し

くは失効の日前に当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る事務又は当該経過措置条例に係る同条第一項の特定工場に係る事務を行うものとされた市町村の長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長を除く。）にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、それぞれの廃止又は失効の日（以下この条において「特定日」という。）以後においては、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る都道府県の知事にされたものとみなす。ただし、当該届出であつて特定日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

4
（略）

くは失効の日前に当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る事務又は当該経過措置条例に係る同条第一項の特定工場に係る事務を行うものとされた市町村の長（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長を除く。）にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、それぞれの廃止又は失効の日（以下この条において「特定日」という。）以後においては、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る都道府県の知事にされたものとみなす。ただし、当該届出であつて特定日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

4
（略）

○ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）（附則第四十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（活性化計画の作成等） 第五条 （略） 2）8 （略） 9 活性化計画は、過疎地域自立促進計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。 10・11 （略） （事務の区分） 第十五条 第七条第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	（活性化計画の作成等） 第五条 （略） 2）8 （略） 9 活性化計画は、過疎地域自立促進計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>第二条第四項の基本構想に即したものでなければ</u>ならない。 10・11 （略） （事務の区分） 第十五条 第七条第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法<u>第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</u>

○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）（附則第五十条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（地域公共交通総合連携計画） 第五条 （略） 2・3 （略） 4 地域公共交通総合連携計画は、都市計画、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十五条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならぬ。 5～9 （略）	（地域公共交通総合連携計画） 第五条 （略） 2・3 （略） 4 地域公共交通総合連携計画は、都市計画、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十五条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれ、かつ、<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即したものでなければならぬ。</u> 5～9 （略）

- 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十二年法律第六十四号）（附則第五十条第二号関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（地域計画） 第九条（略） 2（略） 3 地域計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。 4～7（略）	（地域計画） 第九条（略） 2（略） 3 地域計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれ、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>（第二条第四項の基本構想に即したものでなければならない。）</u> 4～7（略）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 三 （略） 四 将来負担比率 地方公共団体のイからチまでに掲げる額の合算額がリからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値 イ 八 （略） 二 当該年度の前年度末までに当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合が起こした地方債の元金の償還に充てるため、当該地方公共団体による負担又は補助が必要と見込まれる金額の合計額として総務省令で定めるところにより算定した額 ホ ト （略） チ 当該年度の前年度末における当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合の連結実質赤字額に相当する額のうち、当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額	（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 三 （略） 四 将来負担比率 地方公共団体のイからチまでに掲げる額の合算額がリからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値 イ 八 （略） 二 当該年度の前年度末までに当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団が起こした地方債の元金の償還に充てるため、当該地方公共団体による負担又は補助が必要と見込まれる金額の合計額として総務省令で定めるところにより算定した額 ホ ト （略） チ 当該年度の前年度末における当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団の連結実質赤字額に相当する額のうち、当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

リ
〜
ル (略)

五・六 (略)

リ
〜
ル (略)

五・六 (略)

○ 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）（附則第五十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（観光圏整備計画） 第四条 （略） 2 （略） 3 観光圏整備計画は、国土形成計画その他の法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他の法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。 4～9 （略）	（観光圏整備計画） 第四条 （略） 2 （略） 3 観光圏整備計画は、国土形成計画その他の法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他の法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項に規定する基本構想に即したものでなければならない。</u> 4～9 （略）

○ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）（附則第五十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（歴史的風致維持向上計画の認定） 第五条 （略） 2 6 （略） 7 歴史的風致維持向上計画は、都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。 8 11 （略）	（歴史的風致維持向上計画の認定） 第五条 （略） 2 6 （略） 7 歴史的風致維持向上計画は、当該市町村の建設に関する基本構想（地方自治法第二条第四項（同法第二百八十一条第三項において準用する場合を含む。）に規定する基本構想をいう。）に即するとともに、都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。 8 11 （略）